

○嶋崎委員長 委員会を再開します。

日程2、請願審査に入ります。外神田一丁目計画の委員会集約の遵守を求める請願であります。本日の委員会ですが、改選後、実質的に最初の委員会となりますけれども、本請願は、先日、第1回臨時会において、急施として扱い、閉会中に委員会審査に入れるよう本委員会に付託されてあります。今回、急ぎ開くことになりました。

お手元に請願書をお配りしてございます。請願の朗読は省略させていただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございます。

本請願の紹介議員は3名いらっしゃいますが、当委員会委員であります小枝議員から説明を求めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、紹介議員として小枝議員から、本請願についての趣旨説明をお願いいたします。

○小枝議員 はい。それでは、紹介議員の1人である私、小枝のほうから、本請願書の趣旨についてご説明申し上げます。説明するに当たりまして、資料を準備しておりますので、配付について、よろしければ委員長のほうで諮っていただけますか。

○嶋崎委員長 はい。今、小枝委員のほうから資料を配付したいという申出がありました。委員長としては許可をしたいと思えますけど、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは配っていただきたいと思えます。一旦休憩します。

午前10時35分休憩

午前10時36分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開します。

資料をお配りいたしましたので、紹介議員から説明をお願いいたします。

○小枝議員 はい。5枚の資料をお配りさせていただきました。ページが付されておられませんので、また裏表になっておりますが、簡単なものですので、それを基にご説明をさせていただきます。

まず、1枚目をご覧ください。今年3月3日、環境・まちづくり特別委員会の最後の委員会で行われた集約でございます。外神田一丁目再開発に関する陳情に対する委員会集約、3点書かれております。この中で、今回、請願のほうに指摘されているのは、公聴会で公述した内容を都市計画案に反映させること、と1点目のところで書かれております。このたびのこの請願は、外神田一丁目計画の地権者と地域経済を担うテナントの方、あるいは委員会集約に至る過程を誰よりも熟知する皆様から、千代田区議会環境・まちづくり特別委員会が全会一致で区民に約束したことを遵守してくださいという、ごくごく当たり前の内容でしたので、紹介議員となりました。

2枚目をご覧ください。これは、3月3日が最後の特別委員会、前任期だったわけですが、その一つ前の2月28日の委員会で、新人の方以外にご記憶にあると思えますが、青山侑明治大学名誉教授、大澤昭彦東洋大学准教授に専門家の立場から調査依頼を行い、大変有意義なお話を頂いたその日の委員会で、牛尾委員からの質疑の部分でございま

す。

牛尾委員のほうから、次の新しい議会の構成がどのようになるのか分かりませんが、ちゃんと議会、所管をするどこかが、その議会にもしっかりと示していただけますかという問いに、神原地域まちづくり課長のほうから、議会のほうにも逐次ご報告させていただきたいと思います。そしてさらに議員のほうから、ということは、今回のこの特別委員会で今年一気に進めるんじゃないかと、しっかりと議会で話し合いながらこの外神田の問題はこれからも進めていきますという、そういうスタンスであるということですのでよろしいですねという質問に、課長のほうから、都市計画の手続を今後再開するかしないかというのは、今この議会の中でも判断があるのかなというふうに考えてございますので、これを受けまして執行機関としては進めていきたいと考えております、と答弁をされました。まさにその議会の判断というのが、1枚目の委員会集約のこの3点だったわけです。これに従っていただくというのが前議会との約束であり、新しい議会の所管の委員会に、公聴会の意見を計画にどう反映したのか、しなかったのかを議会に示して手続を進めるという、住民代表の議会への約束、すなわち区民への約束を行ったということです。

そして、3枚目をご覧ください。これは東京都のほうを示している、ホームページに載っております都市計画手続のフローです。この、上は東京都で下が区市町村ですけれども、この区市町村のところの原案の作成から案の作成に至るところに、公聴会等による住民意見の反映というのが書かれております。

そして、次の4枚目をご覧ください。これは千代田区が示した都市計画のこの外神田に関する手続ですが、原案から案になる段階で、公聴会の位置づけが当初からありませんでした。そこで、住民のほうから、公聴会をしてくださいと。また、公共施設があるということから、説明会をすべきであるという議員からの発言もあり、今年になってやっとそれらが開催されることになったという経緯・経過でございます。

5枚目をご覧ください。こちらは5月20日号の広報の抜粋です。議会との約束が、この3点全てが果たされないままに、都市計画素案を都市計画案と書き換えただけの内容で、区議会が開かれることができない隙間を狙って、6月5日から2週間の17条縦覧に入ったということのようです。このような事態の緊急性を区議会が認識されたので、一般的には請願は定例会で扱うものであると、そういうことになっておりましたが、その緊急性に鑑みて過日5月30日の臨時議会で取り扱ったというものです。行政はこの指摘を受けてもなお手続を進めていきました。

最後に、国土交通省が発行している都市計画運用指針の339ページを、これは都市計画決定手続に係る基本的考え方という部分ですが、ここに書かれている内容を読み上げさせていただきます。近年、行政一般に対して、行政手続の透明化や情報公開、説明責任の遂行が求められており、都市計画のように国民の権利義務に直接影響を与えることになる行政手続については特にその要請が高まっている。また、環境問題や少子高齢化問題に対する関心が高まる中で、住民自らが暮らすまちの在り方についてもこれまで以上に関心が高まっており、都市計画に対して住民自らが主体的に参画しようとする動きが広がってきているところである。このため――中略ですが、このため、今後の都市計画決定手続においては、以上のような状況を十分踏まえ、都市計画決定手続における住民参加の機会の拡大、都市計画に係る情報公開及び理由の開示等に意を用いていくべきである。さらには公

聴会が形式的に流されることのないように留意せよと、その後も詳細な説明が書かれているところは前議会でも確認をしております。

以上のように、国交省の都市計画運用指針を踏まえ、千代田区議会における委員会集約、踏まえたこの委員会集約でありましたが、これを全く果たされることなく17条に進んだということは、議会の集約を踏みにじるものであり、手順・手続に瑕疵があることから、請願の趣旨に基づき、直ちに手続を中止し、信頼関係を再構築して進めるべきと考えます。

また、この状況におきまして、区民、地権者にとって、そして住民にとって、どのような最善を考え出すことができるのか。これが新しい議会、委員会に問われている大変重要な課題というふうに考えております。

以上は請願の紹介議員となったところの説明として申し上げました。皆様委員の今日が始まりですけれども、お知恵を頂きながら、この状況をできる限り改善していく知恵を頂ければなというふうに思っております。ありがとうございました。

○嶋崎委員長 はい。紹介議員からのご説明を頂きました。

それでは、この紹介議員に対して質疑がございますれば、各委員の皆さんから受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

○桜井委員 よろしくをお願いします。私も前議会から、いろいろと議事録も読み、そしてこの今までの議論がどのような形になっていたのかということも含めて、この、大変短い期間ではございましたけども、調査をしてきたところでございます。

それで、まず初めに、今、小枝議員からも、説明の中にも最後のところであったんですけど、もう一度改めてお伺いしたいと思っております。それは、17条の縦覧がもう既に6月5日から始まっているということですよ。都市計画法では17条の2項に意見書を提出することができるという文章がございます。案文がございます。で、既にこの6月5日から、作為的だというようなご意見がありましたけども、それはちょっとこちらに置いておいて、この17条でそのように意見を言うことができるということが担保されているにもかかわらずこの請願が出てきた、その背景というか、その理由というか、そこら辺のところをもう一度お聞かせを頂きたいと思っております。

○小枝議員 今日お配りした資料の4ページになるんでしょうかね、千代田区が描いているこのフローチャートを出させていただいています。16条の最初の段階で、この6月21日からと書いてありますけれども、桜井委員がお入りだったか、たしか入って、委員のメンバーでいたかどうかというのは記憶が、まちづくり特別委員会に入っていたかと思いますが、（発言する者あり）はい、この最初のときにも大きな行き違いがありまして、当初、千代田区の説明では、31人の地権者のうち26の地権者が賛成していると。つまり大方の合意があるので、都市計画手続に入っても大丈夫だと言って、入りました。それはご記憶だと思います。で、そんな高い合意率であるならばいいだろうということで入ったところ、地権者のほうからでしたかね、そんなはずがないと、再度把握してほしいという陳情もございまして、それで再度把握を試みたら、当時は5割、半分だったという状況があって、じゃあ、16条を中止すべきじゃないかという大論争になりまして、いや、しかしそれはやらせてほしいと。その代わりに、これを異例に全地権者に簡易書留でお手紙を送って、本当の意向調査のための16条にするからといって、やったわけです。

その16条の手続を、そういうボタンの掛け違い、状況の把握違いで、そういった不確

かな状況のまま走ってしまったことに対して、非常に行政は反省をして、そういった調査をかけた。ところが、やはり再度手続を取ってみても、5割から、まあ6割に至らないような合意率だったというような状況の中で17条に入るということは、ここに書いてありますように、都市計画の最終段階に入っていきます。そうしますと、もう意見を頂いても、もうあらかた、もう、何というか、再検証ができないような状況に入ってしまう。そういう手続段階にあります。

ということで、前議会におきましては、五つの調査事項を確認し、その五つの調査事項を確認した上で、さらにたくさんの陳情が出されてきた。十五、六本あったと思います。その陳情を受け止め、そしてその内容を皆さんで把握した上で委員会集約を行い、住民の意見の反映ということが非常に千代田区は不十分であったから、これをしっかりと議会と確認をしながら、公開、説明責任を果たしながら進めていかないと、これ、都市計画というのは、一旦進んでしまうと後戻りができないものなんですというようなことになってしまうと、結局、地権者の方々が、都市計画がかかっても結局前に進まないことになれば、そのまち自体は建て替えることもままならない。つまり今の白山通りじゃありませんけれども、都市計画がフリーズしてしまって、個別建て替えがままならなくなってしまふ。

つまり、そういった財産権に大きな影響を与えることについて、区民が全く関心がないならまだしも、あれだけ十何本の陳情があったことを重く受け止めたから意見集約をかけた。全会一致でかけた。その内容について、しっかりと議会に報告をするというのは、もう当然の区民代表の議会との関係であるというふうに思うので、そこは、なぜこの議会、古い議会と新しい議会の進行の中で、間隙を縫うようにというか、出し抜くような格好で進めなければならなかったのかという疑問が湧いてくるのは、もう当然のことだというふうに私も思うわけで、私が思うだけではなく、議員の皆様は皆そう思うんではないかというふうに思いました。

そういうご説明で分かりますか。

○桜井委員 うん。それぞれの今までの区の対応についての評価については、意見も分かれるところもあるんであろうと思います。で、この請願の中にも、先ほど小枝委員がおっしゃった、公聴会における意見が適正に反映されるようにとか、ご要望を書いてごさいます。16条で公聴会を行ってお二人の先生方のご意見をお伺いしたということを経て、17条の縦覧、要は都市計画案というんでしょうか、というものが出来上がってきて、それが縦覧されていると、そういう形に今なっているわけです。

それについての賛否というのはいろいろあると思うんですけども、執行機関のほうで、執行機関で16条を経た段階で、それが、いろんな疑問点だとか、または改善点だとか、そういったようなものが、執行機関なりの考え方、執行機関としての考え方に基づいたものが整理をされて、それで今回のこの16条の案になっているんだと思うんですよ。

ちょっとそこら辺のところの確認をしなければいけないというところは確かにあるのかもしれないけども、そういうような16条を経て、17条に、縦覧に移っていると。それで、17条については意見を言うことができるというところについては、担保されているんだということなわけですよ。

ですので、これは繰り返しになってしまうんですけども、そこら辺のところは整理をもちろんした上で、17条の縦覧にもう入っているわけですから。この件については、いろ

んな意見はあるかもしれませんが、むしろ17条についての手順・手続というものは進めていくべきではないかというふうに私は思っているんです。そこら辺がちょっと意見が違いますが、そこら辺のところは先ほどお答えいただいているので、もし何かありましたら頂きますけど、よろしいですか。

○小枝議員 この件につきまして、私は中身のことを言っているのではないんです。まさに手順・手続のことを申し上げておりました、16条のときに八十数%の合意があるよといって入ってしまった。そのときに地権者からの指摘で、間違っていたから、16条で調査をするということになった。そしたら、やはり5割から6割であったというその中で、ボタンの掛け違いで時間がまたかかってしまった。

つまり何を言いたいかといいますと、手順・手続というのは都市計画上は非常に重要で、住民意見の反映、国土交通省の運用指針が、再三申し上げているように、そういうことをしていきませんと、その進んだ先で賛成の方も反対の方ももっとつらい思いをしてしまうという、そういうことを、住民代表の議会がただ高みの見物というわけにはいかないの、全会一致でこの3点の委員会集約をしたということからすると、今これは現在を捉えてどうすべきかというのは、確かに委員会、みんなで考えることだというふうに思います。ただ、住民の方、地権者の方が、自分たちの財産権、あるいはまちづくりへの参加する権利も持った上でこの発意されていることについては、誰も、少なくとも前議会議員であった者については、誰も否定はできないだろうと。

行政の方の言い分は今聞いておりませんから、ただ、6月5日に公開、ホームページでぱっと公開された内容を見ると、原案がそのまま案になっただけ。ということは、何を言えますかということ、公聴会も説明会も、そしてこの委員会でのやり取りや集約も、形式的なもの、国交省が形式的にしちゃいけないよと。なぜならば、開発が悪いと言っているわけじゃないですね。やはりみんなで納得して合意してつくっていったボトムアップのものでないと、そのまちの情報が、しっかり十分知り得たそのまちらしい開発になっていかない。あるいはまちづくりになっていかない。

そのところを、委員会として全会一致で確認をしたことですから、これは委員会として、議員が当然、守ってくださいよというふうな姿勢で行政に言うべきであるし、それを軽視してしまえば、これ、17条が進んだ先に、一体どんなその先の修正ができるだろうと。都市計画案と書いてありますね。都市計画原案がありました。16条をやりました。そして公聴会をやりました。説明会をやりました。たくさんの意見が出ました。それに基づいて案をどう修正したのか、できるのか、できないのか。そういうことのやり取りをここでやってくださいよというのが、牛尾委員のやり取りの中でも分かりやすく示されていたとおりのことです。

それは、説明責任としては、内容の問題ではなく、当然踏んでいくべき手順・手続なんだろうというふうに思うわけです。なので、中身の問題を言っているわけではありません。手続の問題を言っています。

○桜井委員 うん、そうだ。

○小枝議員 はい。そういうことです。

○桜井委員 まさにそのとおりなんです。手続の問題だと思うんですね。で、私、委員会集約ももちろん尊重しておりますし、今までの経緯・経過について承知もいたしてい

るつもりです。そういうことなので、先ほど冒頭に言ったように、17条についての縦覧は既に行われているという形の中で、あえてこの請願が出てきた背景というか、そういったことが、何なんですか、どうしてこの請願が出なければいけなかったんですかということを知りたかった。手順・手続の問題なんですよ、この話というのは。

○小枝議員 そうなんです、そうなんです。

○桜井委員 そうなんです。（発言する者あり）で、その中で——まあ、そのことは言うておきます。

それと、委員会集約の中の2番に、今回、万世会館だとか清掃事務所だとか区道だとか、千代田区の公共に資するようなものがありました。青山先生も、このことについての考え方については、るるあのおきにもご発言をされていることが記憶に残っています。その中で、不十分であったことを行政は認識し、というようなくだりもあるわけなんですけども、この、いろいろと考え方については、区の執行機関の対応についての考え方については、意見が分かれることだと思いますけども、小枝議員からの、この不十分であったことということはどういうことなのか。そこをお聞かせいただけますか。

○嶋崎委員長 小枝委員、なるだけ、すみません、お互いに端的に。思いは分かりますから。

○小枝議員 はい、分かりました。不十分であったことを行政、そうですね、先ほど申し上げた、まず冒頭、16条都市計画手続に入る段階で、まず行政は、1点目は、全く住民、地権者との説明会、開かれた形の説明会、勉強会というものが不十分であった。そして、それを認めたから、議会のこの2年間の議論の中で説明会と公聴会を行ったというのが、もう最後の出来事でした。つまり、行政は十分地域のことを知っているから、もう十分知っているから、自分たちの判断でやるんだというふうに言うんですけども、実際は、地権者の方たち、大物の方も含めて、どのくらい同意率、もう基本の基の話ですね。31人中26だか27が賛成していると言っていたんですけども、実際は現在に至るも20もいない、19.5とかだと思いますよ。そのぐらいの状況の乖離があるんです。

つまり地域のことを熟知していると思い込んでいる行政が、実際は地域のことが全く分かっていない。全く分かっていないままに、自らに権利、権限があると思い込んで、手順・手続を省いて前のめりに物事を行おうという。これに対して、青山先生もおっしゃってましたね。行政はよく間違ふ。だから議会はちゃんと二元代表で判断するんでしょう。まさにそのことが今問われているというふうに思っています。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

ほかに。

○岩田委員 一番最初の16条の縦覧に入る——いや、16条の縦覧に入るときって、令和3年の6月とか、それぐらいだと思うんですけども、何でここまで時間がかかったんでしょうか。

○小枝議員 それは、先ほど申し上げたとおり、当初区がおっしゃっていたことが、十分な合意、地権者同意がされているというふうに思い込んでお入りになりましたので、当時31人中、私のメモでは26人が賛成と、これは割り返すと大体84%ぐらいになるんですね。そういうふうにおき込んで入ったのが、実際16条で調査をかけてみた結果、全く半分だった、その当時は。ということが明らかになって。そういう入り口のところで状況

把握がされていないまま入ってしまったことによる結果、多くの地権者、財産、多くの地権者、つまり推進の方も反対の方にも私は申し訳ないと思うんですね。つまり見込みで入ってしまったら宙ぶらりんになってしまう問題。それから、嫌だよと言って、はっきりと言っているのに無視される問題、すごくそういうふうなボタンの掛け違いというのは、1回起こしてしまうと、重要なところで起こしてしまうと、その後にもっと悲惨なことが起きるといふことの一つの実例だと思います。本当に長引いていると思います。長引かないようにするためには、今ここの判断が重要というふうに思っております。

○岩田委員 今、小枝委員から、当時半分ぐらいの合意だったというようなお話があったんですけども、16条から17条に入るための約束事で、大方の同意というのがあったと思うんですけど、現在の直近の合意率が分かれば教えていただけますか。

○小枝議員 私の把握が間違いでなければ、現在は32人中19.5というのが私の直近の数字ですので、多分6割……

○嶋崎委員長 ちょっと、そのところ、いいですか。申し訳ない、それは多分正確な数字を持っているという認識でいいですか。

○小枝議員 うん、持っています。

○嶋崎委員長 それ、後でまた執行機関とやり取りしたときに同じ数字にならないと、またそこ、ぎくしゃくになっちゃうんで。もし違ったら、岩田委員、それ、受け止めていただいて、後で執行機関からのやり取りもできますから、そこでちょっと確認をしていただくのも一つかなと思うんで、一つ置いておいていただいて、次のことをお願いします。

岩田委員。

○岩田委員 分かりました。

あと、先ほど小枝委員の示していただいた資料で、3ページから4ページぐらいのところ、東京都と千代田区のこの都市計画手続におけるこの大きな違いというのが、意見の反映がないみたいなようなところがあったんですけど、ちょっとそこをもう一回説明していただけますでしょうか。

○小枝議員 3ページ目の東京都都市整備局が出されている1と2というのが、フローチャートがあります。2のほうをご覧ください。ここには、区市町村が定める都市計画決定の手続というベーシックな流れの中に、「原案の作成」から「案の作成」に至るところに一つの矢印が入っていて、「住民等」というところに、「公聴会等による住民意見の反映」というのが四角囲みで入っているのが分かるかと思います。これは横書きで東京都が示しているわけですけども、次の4ページ目を開いていただくと、縦になっているので、すぐには分かりづらいかもかもしれませんが、千代田区が地区計画原案を作成しますと。で、「現在」という点線がありますけれども、その次に17条の案の作成というところがあります。ここに、本当は矢印として「公聴会等による住民意見の反映」というのがあるのが、このオーソドックスな流れです。

でも、議会のほうでは、ご記憶かと思いますが、行政のほうはそれを非常に嫌がってといますか、やらない主義みたいな格好で、議会や陳情の取扱いの中で、ここには今書かれておりませんが、東京都が示しているような「公聴会等による住民意見の反映」というのが実はここに入り込んだということなんです。つまり住民意見の反映を行うために公聴会をやったのであるから、それをどう反映したのかということを検証することを議

会が求めてきたわけで、それをせずに17条に入るというのは、手順・手続違反であるということを道義的な問題として申し上げています。

○岩田委員 東京都と千代田区はちょっと違うぞという話なんですけど、じゃあ、僕、あくまで僕が思っているのは、再開発とかまちづくりというのは、憲法上で保障されている財産権の侵害の例外規定だと思っているんですね。なので、丁寧にやるべきじゃないかと、私はそのように思っているんですけども、これを、こういうのを国はどういうふうに考えているんでしょうかね。

○小枝議員 国土交通省が発行している都市計画運用指針、先ほど申し上げました339ページのところに、都市計画決定手続に係る基本的考え方というのがありまして、これ、私、国交省に行って、担当の課長さん、局長さん、まあ、伺ってきましたけれども、非常に規制緩和が進んだ平成14年から15年のところで、このことをかなり厚みを持たせて書き込んだということです。なぜならば、当然、財産権を含む国民の権利義務に大変な大きな影響を与えるということがあるので、住民の意見をしっかりと聞いて進めなさいよと。住民、地権者の意見をしっかりと把握して進めなさいよと。これは基本的な、国土交通省の基本的な考え方であるということでしたので、そういう意味では岩田委員のおっしゃっている考えと国土交通省は同じだというふうに思っています。

○岩田委員 なるほど。ありがとうございます。

今後、17条に入っちゃったよというか、入っちゃうよというようなお話で、都計審の決定前に17条の意見集約を反映して議会に報告するのはもちろんのこと、その前に、公聴会の意見を尊重して、遵守して、丁寧に進めるよう議会が執行機関に働きかけるべきじゃないかなと私は思いますけど、その点はどのようにお考えでしょう。

○小枝議員 もう一回ちょっと言っていたきたい。

○岩田委員 ごめんなさい。ゆっくりしゃべります。すみません。

都計審の決定前に、17条にこれから入っちゃうよということで、都計審の決定前に、17条の意見集約を反映して議会に報告するのはもちろんのこと、その前に、公聴会の意見を尊重、遵守して、丁寧に進めるよう議会は執行機関に働きかけるべきだと私は考えておりますが、その点どのようにお考えでしょうか。

○小枝議員 そうですね。まだ行政のほうの取扱い、私は16条、17条の原案と案が同一であると。つまり公聴会の意見は一切反映されていないというふうに把握しているんですね。それは今……

○嶋崎委員長 それは小枝委員が思われていることだね。

○小枝議員 うん。だから、そうかどうかは後で報告されるんでしょうけれども。そうしますと、国交省が最もそうあってはいけないと言っている形式的な公聴会、形式的に、聞けばいいんだろうと、そういう形式的なやり方になってしまう。

で、都市計画というのは手順・手続が重要であり、今回のように非常に合意率の未熟なものについては、私、都市計画の先生、複数名に聞いたことがあるんですけど、ほかの自治体ではエリア設定を変えるなりして、できるだけ犠牲を生まない、つまり、嫌々進むことがないというようなエリア設定を、中央区なんかでも、あるいはほかの自治体でも、縮小したり拡大したりしながらやっているということを聞くんですね。やはりそういう丁寧な修正をしていくのが、都市計画権者である千代田区長の、それを支える行政のお仕事な

んだらうと。それをすることをせずに、ただそのまま行ってしまうということは、あってはならないと思うので、公聴会の意見の反映というものについて、ここにテーブルに出して、しっかりともう一回確認をし、心ならずも、もう、何というんですかね、地上げのようにやられてしまうようなことが、それはまちづくりにはなりませんので、それは避けるべきだと。それが今のこのポイントであるというふうに思っています。

なぜならば、もう一つ経験値としては、例えば直近で小川町三丁目計画というのがありました。あれも全員賛成だといって入りましたけれども、実際は75%の段階で都市計画提案がされたものです。それから5年たった現在に至っても、コンマ5しか上がっていません。そういうものなんです。つまり、時間がたてば合意するという、もう羽交い締めにすればそうになっていくというものではないんです。ワテラスの場合もそうでした。当初提案したときは92%でしたけれども、最後、組合設立時は85.3。つまり下がるんです、通常は。

こういう状況からすると、今のこの小川町三丁目計画がどういうことになるかというふうに考えますと、全く実現の見通しが立たずに強行するという無責任な状態に進んでしまっているので、17条を一旦立ち止まる。そしてやり直すべきだというふうに考える。そして都市計画案を再度見直す手続が、これができるのはこの議会と行政のこのテーブルしかないんじゃないかというふうに思う次第です。

以上です。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。

○はやお委員 私も2年ぶりですので、この状況について正確に分からないと。公平公正に判断しなくちゃいけないということで、この委員会でも、可決すべきもの、もしくは否決すべきものの判断をしなくちゃいけないということなので、これも、委員長のほうで議事整理していただくことになるんですけど、先ほど岩田委員からの話もありましたとおり、もうご存じのとおり、日本国憲法の第3章、国民の権利及び義務というところで、第29条の財産権はこれを侵してはならないというところが非常に重たいと。つまり、私の町会、地元町会は、一番最初に地区計画の網をかけられたということがありますので、そのときやっぱり大方という定義については8割以上9割といったところだったと思います。で、このことを言うつもりはありません。執行機関で皆さんがいろいろとこの2年間打合せをしてきたことでしょう。だから、確認をしたいことは何かといたら、大方の定義を、基準をどうしたのかということだけ分かる資料が欲しいんです。

そして、今現状、先ほどの、これは執行機関が出すのか、小枝委員が出すのかはあれですけれども、その同意率がどうなっているか。つまり憲法論に関わることになってくるわけですね。そうはいいながらも、結局、ここは一つあるので、私有財産は正当な補償の下にこれを公共のために用いることができると書いてある。だから、その公共とは何か。公共の定義とは何かというところで、執行機関のほうで、これだけかなり積極的に進めたという理由があるんでしょうから、この公共に資する、福祉に資するということが一体何だったのか。これを分かる資料が欲しいです。そうでないと、何かといたら、憲法に抵触する可能性があるということなんです。公共性というのは何なのかということ、やはり私としては正確に知って、そして判断をしなければならない。

公共に資するというところで、この都市再開発法というところを書いてあるのは、公共施設というのは、道路、公園、広場、その他政令に定める公共の用に供する施設を言うと言ってあるので、ここのところを超えて、これが公共施設に供する、福祉に資するんだという、検討した、そういうものが分かる、と。そうでないと私は判断できないんです。その中で、今まで入ったりしてきた中で、ここに限局的に今回の請願がマルなのかバツなのかということ判断する、その最低の資料が欲しいということを改めて確認したい。

それから、小枝委員が説明するのか、執行機関がそれを整理するのかということにはありますが、これは議事整理権の中で確認していきたいと。つまり、常に、法により、条文により、行政は仕事をしていくということですから、これに従っているか従っていないかということが大切なことなんですよ。そこに、ただ感情論ではなくて、どういうふうになったのか、分かりやすい説明。そしてまた先ほど、本当かどうかは知らないけど、16条のことはやって、17条の縦覧になった。当然のごとく意思決定、首脳会議をやったんでしょう。その結論をするための意思形成、私は意思決定だと思うんですけど、意思形成過程も明確に分かる資料を頂きたい。

以上。

○嶋崎委員長 ちょっと待って。今、はやお委員ね、小枝委員とのやり取り。

○はやお委員 です。だから、そこは議事整理していただいて、分かることは答えてほしい。

○嶋崎委員長 ね。それで、私のほうで今整理しますので。執行機関に対してのことに関しては後ほどを整理させていただいて、今の部分で言うと、小枝委員が、今、はやお委員から受け止めた質疑の中で、私の役割はここだねというところが整理できますか。

○小枝議員 少々。

○嶋崎委員長 大丈夫。

○小枝議員 ちょっと待ってください。

○嶋崎委員長 この議事録を見ていただくと分かるんだけど、はやお委員、前の両先生からいろいろとご講義を頂いた中でも……

○はやお委員 書いてありましたね。

○嶋崎委員長 公共に資するという意味合いだとか、それは多分記載されているところもあるんで、そこは参考にしていただきたい。後ほどそれはまた聞きますけれども、今、今の中で小枝委員が受け止めて、私の役割はここだというところが分かれば答えてください。

小枝委員。

○小枝議員 はい。私のほうで理解しているのは、その同意率の数字のところですよ。直近では権利者32名のうち19.5の方が賛成ということで、60.9%で、面積で61.3%というのが直近の同意率状況というふうに判断、それが私の一番最新の資料です。その部分しか答えられません。

○嶋崎委員長 はい。そういうことだね。

いいですか。

ほかに。

○岩佐委員 ありがとうございます。私もこの委員会はちょっと久しぶりですので、ざっと議事録と要点だけ読ませていただきまして、前回の委員会集約、これ、3点ありますと

先ほどご紹介も頂きました。この3点の中で、今回頂いた請願に一番関係するのは、この①番の公聴会で公述された内容を都市計画案に反映させることと、そういうことに関して、請願のこの文字だけ見れば、反映するようお願いしますということと、またそれがどういふふうで反映されたか、されなかったかということは、理由も含めて確認しろと、こういふふうで書いてある。ただ、今、ちょっと紹介議員の小枝委員のご説明の中では、今すぐ中止しろと。そこまで踏み込まれている。これは結果的にこの請願は、中止をしろという請願という理解でよろしいんでしょうか。今の17条の手に既にいったものを中止しろと。手に瑕疵があるので、これは駄目だという、そういう趣旨でよろしいんですか。ちょっとそこを確認させてください。

○小枝議員 この請願のところに書いてありますのは、最後のところですね、千代田区議会環境・まちづくり特別委員会では、本年3月3日に、この間の調査と委員会の議論を経て、千代田区は都市計画法運用指針に基づき16条1項の公聴会及び説明会を行った結果、当該計画に対する区民の関心の高さが明らかになった。そこで公聴会で公述された内容を都市計画案に反映させることとの委員会集約を行いました。この委員会集約に従って、公聴会で公述した内容がどのように都市計画案に反映されたか、または公述された内容で反映されなかったものがあるか、その理由も含めて議会で確認していただけますようお願い申し上げますというふうになっております。ここが請願の趣旨ですので、私が、この多分これが出された時点では縦覧に入ってなかったんだと思うんですね。思って出されていて、でも今、現時点で6月5日からなっているというのを考えると、私は、1人の議員として、やり直しを求めるといふことになるのではないかと申上げました。でも請願の趣旨は、請願に書かれていることが趣旨ですので、後半の部分は私の一つの意見です。

○嶋崎委員長 今、岩佐委員のおっしゃったのは、この請願の、それは、今、るる内容とはかく、17条を止めるべきだと、ストップすべきだという考えがあるか、ないかということをお尋ねになったんだと思うんだけど、それでいいのかな。

○岩佐委員 はい、すみません。

先ほど、請願のご説明の中で中止すべきとおっしゃっていたので……

○嶋崎委員長 そうだね。言っていたよね。

○岩佐委員 今回の請願と、私が頂いた請願とはちょっと趣旨が違うのかなと思ったので確認させていただいたので、それは小枝委員のご意見というか、思いだということが分かりました。

○嶋崎委員長 思いがね。

○岩佐委員 確かに、このタイミングで、議事録の中でも進めますというような答弁もあったかとは思ったんです。ちょっと議事録の中でも、長くいられた委員の方からすれば、ここが大事で、ここはその経緯だということがあるんですけども、私としては、まず集約と、この請願だけを確認させていただきますと、このタイミングで確かに縦覧に入ってしまった、17条に入ったということは、もう少し丁寧にやるやり方があったのではないかと思います。ただ、これは手続で、この行政の執行権の中で、もし、これを進めているのであれば、やはり、これは、まず、この委員会で委員長をお願いしたいのは、ここのまさに、今回反映されているか、反映されていないかということは、この6月5日に出されたこの案そのものも、これがそのまま出されたよ、原案をそのまま出されたということも、

5日に私どもは分かったわけですし、そこも含めて、確認することを、まずは、この委員会で求めたいと思います。

小枝委員に関しては、あと、もう一つ、ちょっと聞きたかったのは……

○嶋崎委員長 ちょっと一つずつやっていこう。まず、僕に、多分、少し整理してねという話が今あったと思うんで……

○岩佐委員 そうですね。

○嶋崎委員長 それは、後ほど、執行機関からの、多分、資料も出るんじゃないかというふうに伺っていますんで、その中で、きちっとやり取りをしていただいて、確認をしていただければ分かることがあるかもしれないんで、そこは後ほど整理をさせていただきます。

続けてください。

○岩佐委員 それと、先ほど、中止ということに関しては、これは、あくまでご意見、思いだということで、でも、その中止のご説明として、いわゆる手続の違反があったと、手続に瑕疵があったということをおっしゃられたんですけど、その一方で、道義的な理由ですという、道義的という言葉が使われていたので、手続に瑕疵があったのであれば、この項目のこの条項、この制度に対して、手続に瑕疵があったということが、ちょっとどの点なのかなということが一つ。オーソドックスなやり方はこれとか、こうあるべきということはもちろん私も理解しています。これは、今回、公共施設というものが入っていますので、もう少し民意の反映の仕方というのは、工夫が必要な部分というのもあるんだろうとは思いますが。ただ、その違反だと、ここは確実に違反だぞというふうにご指摘される部分に関しては、どの制度のどの部分について違反だというものがあるのかを、ちょっとご説明いただきたいのと。

そうすると、これ、明確な制度に対して違反なのであれば、道義的な理由、道義的という言葉は使われないかなとちょっと思ったんですけど、そこも併せて、もう一回、ご説明いただけますか。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝議員 そこは、恐らく法律違反なのかどうかということをお聞きになっていると思うんですけども、法律というのは、都市計画法に基づけば、執行権のほうに大きな権限があるということは事実です。その手続違反ということは、国土交通省の運用指針にも書いてあるように、住民の意見を反映する、地権者の意見を反映する、そして、説明責任をきちっと果たすと。その説明責任をきちっと果たす場が、議会が求めているならまだしも、議会がここに都市計画案の中に反映する内容について知らせてくださいよというふうに、議会が二元代表として求めたわけですから、そこは主語は議会です。主語は議会として求めたことをまだ説明も聞いていない、説明も聞いていない段階で、私がこれを説明しなければならないということは、皆さん、本当は内容をご存じなのかどうかと聞きたいわけですけども、それ自体が、やはり道義的と言ったのは、議会が求めたことを、執行機関として、全く、この3点を無視して進めてしまうということが、二元代表の在り方として、予算を審議したり、あるいは条例も議決をするわけです。この先に行けば、そういうことがあるんですね。そして、ここには大きな公共施設が含まれています。土地においても、かなり大きいと思います。区議会がどう判断するかということは非常に重要であるから、この重い重い集約をしたわけですから、15件の陳情の集約として。この重いものを全く

無視されて、いいですよという議員さんがいるなら、私は聞いてみたいです。そこに——主語は議会です。議会として、議会との約束を、議会が区民にした約束を知っていながら、行政がほごにしたということが違反ですねということを申し上げました。もし、岩佐委員の意見があるならば、それも含めて言っていただけたらなというふうに思います。

○嶋崎委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 すみません。ありがとうございます。

意見と言えるほど、私はまだここまで、この件に関しては言えないんですけども、この委員会集約の3点全てに批判している。ちょっとこの委員会集約を読ませていただきますと、先ほど申し上げましたけれども、この1点目、今回、1点目のこの都市計画案に反映させること、これを、多分、議会として確認されないまま、17条に進んだということ言われているんだと思います。じゃあ、ちょっとここを見たときに、確かに議事録の中で、先ほど小枝委員のご説明の中で、前委員会の委員の方がこれを確認した上でやるべきだよということに対してご答弁があったことに対しては、ここにそこがあるんじゃないかというふうに感じます。そこに関しては、私の意見です。

ただ、そのこの、この集約を中心にしますと、この反映されるかどうかというのは、これからちょっと資料を見ていただかないと、明確に反映されていないじゃんということ、今の段階では、私では言えないので……

○小枝議員 そうそうそう。そうなんです。言えないんです。

○岩佐委員 反映されていないこと、ないのに進めたということも、私は、今の段階では言えないので、そこで、もう少し委員長に進めていただけないかと、まとめていただけないかということをお願いした次第です。

○嶋崎委員長 はい。それは、さっき、私が整理させていただいたことでいいですね。

○小枝議員 はい、そうです。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。林委員。

○林委員 請願についてなんです。これまで千代田区議会でも請願というのは何度か出されましたけども、直接、千代田区の事案に関する、事件に関するというのはそう多くなくて、今回、外神田一丁目計画という形で請願が出されました。紹介議員も出されました。で、行き着くところを、何を目標にされているのかということを確認したいんです。

請願というのは、もちろん憲法16条に規定された国民の権利ですけども、議会が求められていることが、まあ、ここだと、千代田区長の執行機関に対して、その処理の経過及び結果について、期限をつけて報告する請求、要は、請願のことについて、請願の内容で、委員会集約のものが実行できたかどうか、この結果を、千代田区長と執行機関に対して、どういう結果でこうなったのかって、これを求めることをこの請願の紹介議員になった大きな趣旨なんじゃないかな。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝議員 基本的には、そういうことだというふうに思いますが、時間的に、これが、6月、委員長にご苦勞いただいたと思うんですけども、6月5日の縦覧に入る前であれば、どういうという議論ができたか、検証しながら、じゃあ、どうするという議論ができたと思うんですけども。これ、今、入っている後で、じゃあ、期間を延ばせばいいかな

とも思ったんですけど、法律で2週間と決められているんですね。そういうふうな中で、一体、逆に言うと、私自身も立ち往生、一体、今、どんなことができるのか。非常に、この請願を受けた段階では入っていませんでしたので、なので、検証して、次の一步が考えられるんじゃないかと思いましたが。今となっては、もう皆さんおっしゃるように、既に入ってしまったということからすると、一体、その段階で、法律的に何ができるのかというのは、ちょっと今、私の中には、答弁を、すみませんが、持ち合わせておりません。はい。

○嶋崎委員長 はい。ということですね。

林委員。

○林委員 請願は、国民、住民の方が出されていて、たまたま紹介議員になられたんでしようけれども、この内容を、どちらにしても、委員会なり、議会は、採択か不採択にしなければならぬ大変重たいものなんです。ここは、陳情と大きな違いで、申し入れればいいとか、集約すりゃいいというもんじゃなくて、判断しなくちゃいけないわけなんです。そこで、紹介議員になられたわけなんで、小枝委員が。要は、千代田区長に対して、今回の、ずっとおっしゃられた6月5日から……

○嶋崎委員長 19日。

○林委員 19日まで、これをやった事務の決定とか経過の内容、これをつまびらかに期限をつけて報告せよだから、議会のほうですぐ報告しなさいよと言えば、出てくると。出さなくちゃいけない義務があると、法律上も、自治法上も。これを求められているという受け止めでよろしいんですかね。事務執行自体はやってしまって、これ、違法か、適法かとかというんだったら、裁判になってしまって、議会が判断すべきことではないわけなんですよね。勝手にやったか、やっていないかとか、どうしたかというのを、事実経過を報告せよと、執行機関が議会に対して。まあ、議会に対してというのは、区民に対して、あるいは、地権者、利害関係者に対して。これを求められているというのでよろしいのか、再度、ちょっと確認をしないと、この後の陳情って、何度も繰り返しになる、陳情と違って請願なんで、最終的に判断しなくちゃいけない大変重たいものですし、紹介議員にはその覚悟があってやられているはずですので、どこの部分のところまで、レベル感まで、今回の請願で求められてるのかというのを、再度確認させてください。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝議員 そういう意味では、事務執行はもう既に行われているわけですから、その経緯、経過について、つまびらかにしていただくということを求めるほか、今の段階では、私自身も手がないうことは確かです。答弁になっているかどうか分かりませんが、そういうふう判断します。

○嶋崎委員長 林委員。

○林委員 分かりました。

もう一つが、請願の内容で、今度は、千代田区議会の委員会条例に関わることなんですけれども、87条になるんですが、要は、請願の内容が二つ以上の委員会に所属する場合と。要は、以前は特別委員会だったんで、この外神田一丁目計画というのを調査事項に特定事件でなっていたと。ところが、新たな議会になって、環境まちづくり委員会という常任の委員会になったわけなんです。で、例えば、万世会館とか、委員会集約でも、ほかの委員

会に所属する内容の場合には、これ、二つ以上の請願が提出されたとみなし——しなければいけない。今の内容をお聞きしていると、本会議でもちろん付託という形で、この常任委員会になったんですけれども、お話を聞いていくと、二つ以上の所管にまたがるような請願に波及することというのはあり得るんですか。

○小枝議員 ちょっと休憩していただけますか。

○嶋崎委員長 はい。休憩します。

午前11時33分休憩

午前11時34分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開いたします。

小枝委員のご答弁からお願いします。

○小枝議員 私の判断ですけれども、複数委員会にまたがることにはならないのではないかとこのように考えております。

○嶋崎委員長 はい。林委員。

○林委員 先ほどもやり取りがあった、要は、公聴会で公述された内容、これ、私も全部把握していないので、この内容が万世会館ですとか、ほかの委員会のところに波及しないんですかという確認だけなんです。まあ、資料として出されているんで、公聴会で公述された内容を都市計画に反映させることと。これがこの所管のところだけで終わるんだったら、議会として付託を環境まちづくり委員会にして適切だったんでしょけども、もし仮に、この公述会の内容が、ほかの、万世会館だから、どこになるんだ。企画総務委員会になるのかな、新しい。ここに関わるようだとみなしとして波及されるんだったら、内容がこの請願の文章だけだったら分からなかったんですけども、内容を突き詰めていくと、波及するんでしたら——聞かなきゃ分からないのかな、これは。それとも、公聴会での公述された内容というのを一覧表にしていれば……

○小枝議員 それは……

○林委員 要は、請願の領域設定が明らかになるのか、どういうふうに受け止めればよろしいのか。

○小枝議員 このたびの請願に、議会、委員会が、新しい委員会がしっかりと——議会です、請願ですから、議会が答えを出していくという意味では、他の所管の委員会が影響があるということは確かだというふうに思いますので、それは、運営の中で、お取り計らいを頂ければと思います。

○林委員 運営じゃなくて、内容というのは、出る。

○嶋崎委員長 ちょっと休憩します。

午前11時37分休憩

午後0時34分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開いたします。

先ほどの続きから始めさせていただきますけど、まずは、小枝委員のほうのご答弁が先ほど整理できなかったもので、まずは、その所管の部分ではみ出すのか、はみ出さないのかというところのご答弁からお願いします。

小枝委員。

○小枝議員 都市計画案に反映するというのを、都市計画案に反映するか、しないかを

判断、16条に入る——あ、17条に入る前にという請願のこの手順・手続の趣旨からすると、その都市計画の中に入っている都市計画素案、そして、都市計画案、これがどういうふうになっているか、そこには目標があり、方針がありというような形になっているので、これをしっかりと皆さんに見ていただかないと、認識が一つにならないと思うんですけども、現段階では都市計画に関しての所管はこの委員会ですから、現段階での私の判断はこの委員会の中で議論ができるというふうに、現段階では判断いたしております。併せて、その都市計画の案と素案について、しっかりと委員会のほうに出していただいて、その内容について、皆さんが認識を共通にできるというふうなご手配をお願いしたいというふうに思います。

○嶋崎委員長 それは資料要求ということによろしいですか。

○小枝議員 そうです。はい。

○嶋崎委員長 まず、そのこのところの資料要求に関しては、受けられるのか、受けられないのか、執行機関のほうでご答弁ください。

○大木神田地域まちづくり担当課長 資料については、お出しさせていただきたいと考えております。

○嶋崎委員長 はい。じゃあ、資料はオーケー。

今の小枝委員のご発言の中で明確になったのは、当委員会で大丈夫だということの確認ができました。ですから、この請願は環境まちづくり委員会で集約するという確認をさせていただきます。で、資料の確認もしました。

あと、紹介議員の小枝委員に何かありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

それで、先ほどやり取りの中で、はやお委員のほうから、多分、政策経営部に関わることだと思っただけけれども、首脳会議のやり取り、意思決定過程を含めて資料を、というふうなご発言があったかに受けるんだけれども、その部分では、多分、今日のところではお出しできますよとは言えないんだけれども、ご手配は頂けますか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 そこにつきましても、政策経営部と調整してご用意させていただきたいと考えております。

○嶋崎委員長 はい。それは、調整してください。

ほかに、この際ですから、資料があったり、何かご質疑があれば、ここで受けますけれども、いかがでしょうか。

○はやお委員 確認になりますけれども、先ほど委員長がご整理いただきましたとおり、縦覧に当たりましての意思形成ということでは、資料を用意していただくと。あと、繰り返しになりますけれども、大方ということは、基準があるのか、ないのかって含めて、実は議事録を読んでいます。中ではいろいろありましたので、50%なのか、66%なのか、私は8割から9割というふうに認識していたんですけども、その辺のところ、どういうふうに意思形成がされていったのか。そして、今の現状がどういう数字なのかは、小枝委員のほうから話がありましたけれども、正確に執行機関が捉えている数字を分かりやすく資料としていただきたいと。

あと、他区の例に大方というのがあるんですけども、これはネットで調べてみると、

港区のほうは80%って、やっぱり明言しているんで、言明しているんですね。だから、そのことだから従えということは一切ないんですけども、他区の例についても、どのような大方の定義があるのか、それをちょっと確認しておいていただきたいと思います。

そして、先ほど言っていた開発に対する公共性について分かる資料。私は、先ほどこの都市再開発法のところを読み上げましたとおり、この公共性、この施設としてというのは、道路、公園、広場、その他政令で定めると書いてあるんですね。だから、政令で定めているならいいんですけども、どういうところが、例えば、先ほどの万世会館を含めて、そしてまた、清掃局の事務所がこの公共施設に資するのかというところが、これ、条文の大切なところになりますので、その見解をしっかりと分かる資料。

そして、これは横にらみで検討したいと個人的に思っているのが、複合施設、公共施設の複合施設に関するものについて、白書がありました。それで、そのときになってきたのが、これ、答弁のやり取りの中で、パブリックスペースとプライベートスペース、つまり、公共施設ですから、プライベートスペースというのは住宅になるんですね。で、それがあると、四番町のとて、建て替えが非常に難しかったと。そこについては、方針を整理せよということで、私はそれで2年間議員ではなかったんで、それがどうなっているのかというのを含めて。それが、公共施設じゃないですかとおっしゃるかもしれないんですけど、公共施設の部分の、つまり、プライベートスペースということは、民間との協働でやるったら、そこはもうロックされてしまうから、そういう考えの下に、この難しい施設である万世会館並びに清掃局の対応をどのように位置づけて、この方針等も含めて結論を出したのか、この辺が分かる資料を頂ければと思います。

以上、るる言った資料について、そろえていただけるでしょうか、お答えいただきたい。
○大木神田地域まちづくり担当課長 ただいまはやお委員からご指摘がございました資料につきましても、ご用意させていただきたいと思います。

○嶋崎委員長 はい。かなり重たい資料だと思うんで、今日のところではちょっと出せないでしよ。出せないよね。（発言する者あり）はい。それも認識しました。

それで、取りあえずは、ここで、紹介議員への質疑は終了させていただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、終了させていただきます。

併せて、執行機関からも本請願に対しての資料があるというふうに聞いております。お出しいただける準備はできていますか。

じゃあ、休憩します。配ってください。

午後0時41分休憩

午後0時43分再開

○嶋崎委員長 それでは、委員会を再開いたします。

執行機関の用意された資料につきまして、今日は概略でいいです。概略でいいんで、ご説明ください。

○大木神田地域まちづくり担当課長 それでは、お配りした資料につきまして、概略をご説明いたします。

本資料につきましては、本年2月10日に外神田一丁目南部地区の公聴会として開かれ

た、10名の方にご参加いただいた、そこで公述された内容につきまして、区の見解とともに、ホームページで公開したもの、それにつきまして、本日、請願について審議されるということで、その内容について、都市計画にどう反映したか、していないかということをご説明するために作成した資料でございます。

表のつくりだけご説明いたしますが、左側の項目でございます。これにつきましては、分類として、公述された意見を内容によって取りまとめまして、18の項目に分けてございます。表の中段でございますが、公聴会で頂いたご意見について、どんな意見があったのかということをご具体的にお示ししたものでございます。表の一番右でございますが、それに対して、そのご意見を都市計画案にどう反映させる、それについてどういった考えかということについて、区の考えをお示ししているものでございます。

内容については以上でございますので、ご覧いただければと思います。

以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。今日のところは、資料をご配付させていただいて、各それぞれの委員の皆さんにご確認を頂くということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

これに基づいた形で、関連で何かあれば。

○春山副委員長 はい。春山です。

○嶋崎委員長 立って、しゃべって。

○春山副委員長 区分所有の耐用年数が事務所や公共施設等で供用されることは、これまでも事例はよくあると思うんですけども、今回、執行機関のほうで、用途別耐用年数、行政と民間で区分所有、用途別耐用年数に関して、設備や防災の観点から、これからどのように意思決定の仕方などを決めていくのかというものが事前に分かるような資料があれば頂きたいです。

○大木神田地域まちづくり担当課長 ご依頼いただいた資料につきましても、ちょっと所管部と調整いたしまして、ちょっとお時間いただきましてご準備させていただきたいと思っております。

○嶋崎委員長 はい。

○春山副委員長 はい。ありがとうございます。

もう一点、箱物の再開発において、入居選定時の選定基準のようなものが、その後のまちの在り方というのをすごく変えていくと思うんですけども、この公聴会、公述意見、ちょっと時間がないながら、新人議員ながら読ませていただいて、都市計画決定と関係のない事項に関して、都市計画決定後の再開発準備組合の中で議論していく、住民参加型で議論していく、そういうような場とか進め方について、どのように執行機関のほうで考えているのかの考えを頂きたいと思います。

○嶋崎委員長 考え方だね。

担当課長。

○大木神田地域まちづくり担当課長 今回の委員のご意見につきましてのご答弁でございますが、確かに都市計画で定められないことという形で、今回、いろんな意見をもらっております。それと申しますのも、今回の公聴会につきましては、都市計画法16条第1項に

準ずるという形で、区のほうではやらせていただきました。内容につきましては、もともと16条1項に基づくとしますと、都市計画の案のことについてしか意見が述べられないということでした。それにつきまして、やはり、このまちづくりの議論の中で、いろいろ区有施設をどうするのかですとか、にぎわいをどうするんですかとか、そういったご意見がたくさんございましたので、そういった意見につきましても、我々としてお伺いするという意味で、今回、16条1項に準ずるという形で、公聴会を開催しております。

我々としても、都市計画に、この資料に書いてございますけども、もし反映させられなかったものにつきましても、当然、それにつきまして、ないがしろにするつもりはございません。ちょっと今、具体的にそれをどうするかということについて、決めていないんですけども、都市計画とは別の場で何らかに対応できるものについては対応してまいりたいと考えているところでございます。

○嶋崎委員長 いいですか。

○春山副委員長 はい。ありがとうございます。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 この後の取扱いのことをご相談したいんですけども、先ほど来、資料の件、るるあるんで、どうしましょう。何かご意見があれば。

○岩佐委員 これ以上は、ちょっと資料が出ていない段階では進められないと考えますので、ぜひ継続でお願いしたいと思います。

○嶋崎委員長 はい。継続というご意見がありました。私も、委員長として、この状況の中では、今日、なかなか判断ができないだろうということを踏まえて、継続ということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この本請願に関しては、継続の取扱いをさせていただきます。